

第 10 回 恵那市 農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎3階 災害対策室

3. 出席委員 (18名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

| | | | | | | |
|----|------|--------|------|--------|------|-------|
| 委員 | 1 番 | 小坂 宏正 | 2 番 | 瀨瀬 美由紀 | 3 番 | 小栗 茂美 |
| | 4 番 | 三宅 一彰 | 5 番 | 土方 明日香 | 6 番 | 小林 勝朗 |
| | 7 番 | 曾我 佳奈子 | 8 番 | 渡会 邦憲 | 9 番 | 林 広和 |
| | 11 番 | 瀨瀬 政行 | 12 番 | 宮原 博 | 13 番 | 梅本 信枝 |
| | 14 番 | 近藤 明德 | 15 番 | 梅村 安範 | 16 番 | 水野 守文 |
| | 17 番 | 保母 直彦 | 18 番 | 仲田 菜那 | 19 番 | 大島 政幸 |

4. 欠席委員 (1名)

| | | | | | | |
|--|------|-------|--|--|--|--|
| | 10 番 | 安江 建樹 | | | | |
|--|------|-------|--|--|--|--|

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について

第 6 議案第 53 号 非農地証明について

第 7 議案第 54 号 地籍調査に係る地目認定について

第 8 議案第 55 号 恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について (一般管理)

第 9 報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項 8 号の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝 書記 鈴木 由貴

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

定刻になりましたので、会長から開会宣言をお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。御苦労さまです。

ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立していますのでよろしくお願いします。

本日、10番の安江建樹委員より欠席の旨連絡がありましたので、御報告いたします。

これより、令和6年第10回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。

それでは、恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

それでは、11番の額額政行委員の先導によりまして唱和を行います。額額委員、よろしくお願いします。

[農業委員会憲章の唱和]

○会長

ありがとうございました。着席をお願いします。

先ほど、10月24日に県下の会長、局長会議がありまして、局長から情報提供がありました。その中で、来年の予算を決めていくわけですが、既に予算化をされていまして、その中に農地利用最適化交付金があります。これは、国から交付金が出て、皆さんの報酬に手当てされるわけですが、毎年3月から4月にかけて精算をされますけど、去年は事務費を含めて1,500万円ほどあったと思います。

それがこの前の会議で説明がありまして、恵那市は370万円に減額をされております。その理由について質問、問合せしたところ、農政局からは、恵那市は今まで恩恵があったという回答でした。県の農業会議からも明確な答えは得られずに、質問をしました。

恵那市は農地が3,300ヘクタールくらいあります。中津川市はもう少し広い。海津町とか養老町も同じくらいです。その交付金の内容を見ますと、大体一緒くらいです、800万円とか900万円とか。つまり今まで恵那市はかなりもらっていたと思います。

減額されるにしても、減額率がかなり大きいです。4分の1強、減らされております。計算根拠とかを質問しても明確に答えられなかったもので、岐阜県農業会議の事務局を通じて回答を依頼しました。元は財務省が計算をして、全国の農業会議を通じて配分をされてくるわけです。その時点で、何かあったのかなと思いますけど、いずれにしても明確な計算根拠が得られなかったもので、正式に申入れをしましたので、何らか回答がくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、2番瀬瀬美由紀委員及び3番小栗茂美委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木書記を指名いたします。

日程第2 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2 議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

よろしくお願ひいたします。

議案書につきまして、タブレット、サイドボックスにありますので、資料を御覧いただきたいと思ひます。

まず、議案第 49 号農地法第 3 条の許可申請について御説明いたします。

2 ページからになりますので、よろしく申し上げます。まず、59 番、東野の案件です。3 ページが議案書となっております。4 ページが位置図です。場所につきましては、東野振興事務所の南側に位置している場所でございます。5 ページ目は拡大図でございます。赤い箇所がありまして、全部で 3 筆ございます。6 ページと 7 ページにつきましては、現況写真となっております。現況は田と畑となっております。

こちらの申請理由につきましては、空き家バンクに登録してある住宅とともに周辺の農地を譲り受けて、維持管理し営農に励むものでございます。

8 ページ、60 番、三郷町野井の案件です。9 ページからが議案書でございます。10 ページが位置図になっております。申請地は、三郷小学校の北側に位置しておるところでございます。11 ページが拡大図です。赤いところが申請地となっております。12 ページが現況写真でございます。現況は休耕地でございます。

申請理由につきましては、自宅近くの農地を譲り受けて維持管理し、営農に励むものでございます。

13 ページ、61 番、笠置町毛呂窪の案件です。14 ページ、議案書となっております。15 ページが位置図となっております。申請地につきましては、笠置振興事務所の東側に位置している場所でございます。16 ページが拡大図です。全部で赤枠で囲ってある箇所が 3 筆ございます。17 ページと 18 ページが現況写真。現況は畑となっております。

こちらの申請理由も、以前より耕作していた自宅近くの農地を譲り受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

19 ページ、62 番、岩村町富田の案件です。20 ページが議案書となっております。21 ページ、位置図となっております。場所につきましては、岩呂中学校の東側に位置しておるものでございます。22 ページ、拡大図でございます。赤く囲ってある箇所が全部で 2 筆ございます。23 ページと 24 ページに現況写真が載っておりまして、現況は畑でございます。

申請理由につきましては、叔父から贈与を受ける住宅付近の農地を譲り受けて維持管理し、営農に励むものでございます。なお、こちらの農地につきましては、申請地の中に農業用倉庫がございました。こちらにつきましては、土地所有者の方より農業用倉庫の届出の提出がされておりますので、こちらは後ほど報告事項の中で説明させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

25 ページ、63 番、山岡町久保原の案件です。26 ページ、議案書となっております。27 ページが位置図です。申請地は、山岡振興事務所の北東側に団地が固まっております。28 ページが拡大図でございます。こちら全部で、赤く囲ってある箇所が 9 筆ございます。29 ページと 30 ページが現況写真です。現況は畑となっております。

こちらの申請理由は、住宅とともに農地を譲り受けて、息子さんが主体となって維持管理し営農に励むものでございます。

31 ページ、64 番、山岡町釜屋の案件です。32 ページが議案書となっております。33 ページ、位置図です。申請地は、山岡振興事務所の南側に位置しております。34 ページが拡大図です。赤く囲ってある箇所は全部で 5 筆ございます。35 ページ、36 ページが現況写真です。現況は田と畑となっております。

こちらの申請理由は、空き家とともに農地を譲受け、友人と一緒に維持管理し営農に励むという内容のものでございます。

37 ページ、65 番、明智町の案件です。38 ページが議案書となっております。39 ページ、位置図です。申請地は、明智小学校の西側に位置しております。40 ページが拡大図です。こちら、赤枠で囲ってある箇所が全部で 2 筆でございます。41 ページと 42 ページが現況写真でございます。現況は畑と休耕地という状態となっております。

申請理由につきましては、自宅近くの農地を譲受け、維持管理し営農に励むものです。こちらの申請地の一部に農業用倉庫が建ててございました。こちらにつきましては、農業用施設用地の届出が提出されておりますので、こちらも後ほどの報告事項で御説明させていただきますと思います。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局から第 3 条の申請について、7 件の説明がありました。この件については、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

59 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

今月の 22 日に地区委員会を開き、現地確認と審議を行いました。

この案件は、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん。東野の桜本 847 番地の 6 ほか 2 筆

です。田と畑の所有権移転です。申請面積は1,614です。田んぼ2筆、畑1筆です。田んぼは1,495平米で、畑が119平米です。

この譲受けの■■■さんは空き家バンクの土地、建物を購入して、中津川の福岡より移住されるということです。譲渡人は沖縄に在住で、農地の管理ができないということです。太田さんは申請地付近に自宅を購入し、恵那に転居するに伴い、農地も取得したいということです。当初は、機械作業などは委託し、折を見て自ら全てを耕作したいという希望です。家庭菜園の経験はあるということです。草刈機、噴霧器等は所有しており農業機械を逐次購入していきたいという話です。

地区委員会では、初期に委託してからということで問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、60番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

10月22日、地区委員会におきまして現地確認を行いました。

ここは、譲渡人が2人お見えでございまして、2分の1ずつ所有の■■■さんという方2名でございました。譲受人は■■■さんといまして、近くに住んでおられます。この■■■さんは農地を所有されておきませんが、自宅のそばであるので営農に励みたいということで、所有の農機は耕運機と草刈機を持ってみえます。農業の従事者は、譲受人と両親と奥さんと4名で耕作に励みたいということでございますので、何ら問題はないということで協議をいたしましたので、御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長

続きまして、61番について、第3地区、瀬瀬政行副委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○11番

10月22日に、地区委員会にて審議していただきました。

場所は、笠置町毛呂窪西洞です。譲渡人が2名見えまして、1名の方の譲渡人、■■■さん、この方の田が2筆あります。15平米と229平米、合わせて244平米あります。この方は現在、川崎市の遠方に住んでみえるということで、農地の管理ができないため譲

渡を希望するという事です。もう1名、譲渡人の■■■■さん、この方は大井町におみえですが、畑が52平米、譲受人の■■■■さんが今、移住されておるわけですが、その方の家の近くにその畑があるということで、現在、その畑も■■■■さんが耕作されておるということで、譲渡したいということでもあります。

譲受人の■■■■さんは、30年ほど前から住んでおられて、■■■■さんの田になっておりますが、その地目は現在、イチジクとユズが栽培されております。それを引き続き管理していきたいということと、■■■■さんの畑については、これも管理されており、季節野菜を作っておられるということで、現在も管理されており、譲受けたいという案件であります。

地区委員会において問題ないと判断されましたので、ご審議、よろしく申し上げます。

○議長

続きまして、62番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

3条案件です。10月19日に地区委員会で現地調査を行いました。

譲渡人は名古屋市在住で、■■■■氏72歳、譲受人はめいの■■■■氏48歳。現在は名古屋市で飲食店を営んでいるようでございます。親族間の譲渡でございます。

2503の4、面積483平米、登記上は畑、現況は畑です。それから2221の2、面積170平米で、登記上は田、現況も田です。譲渡人は高齢で営農困難なため譲渡するという事で、現在、空き家となっております。空き家も一緒に買い取るということ、譲受けるということでございます。

この農地は現在、住宅とともに譲受け、古民家カフェを開店し食材野菜などを自ら栽培したいとのことでございます。農業の経験はありませんが、今後、近所の農家の指導を受けながら行いたいということでございます。農機具は運搬機1台所有しておるそうです。

土日あたり、いつも名古屋からここへ来て、また周りの管理をされておられます。2503の4には無許可の倉庫が建っておりますけど、事務局から御説明をお願いいたします。

私の説明は以上です。

○議長

続きまして、番号63番から65番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

10月21日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。

63番、26ページの事案ですが、山岡町の久保原でございます。面積的には非常に筆が多くて9筆ございまして、トータルで1万4,886平米でございます。今回、経過を申しますと、以前、空き家に付随した農地の取得で、長年、10年以上荒らしておいた農地を現在の所有者■■■■■さんというブラジルの方ですけど、旦那さんはイタリア人で、奥さんの名前ですけど、この夫婦が3年前に空き家とともに農地を取得して開拓をきちんとして、ほとんどの農地が善良に管理されている状態です。

今回、愛知県尾張旭市の■■■■■さんという御高齢、84歳ですけども、息子さんは53歳で、この息子さんが■■■■■さんの手伝いをしながら農業経験をしてきたということで、今回、尾張旭市からこの住居とともに農地、農地以外の山林も一緒に取得するものです。名義は息子さんが、ちょっと金銭的に余裕がないということで、お母さんの名義で取得するということだそうです。

水稲と野菜を栽培管理することで、農業機械は、現在の所有者の■■■■■さんがいろいろ農業機械等に詳しく、中古の機械を譲受けて、耕運機からトラクター、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラック、全て所有しております、■■■■■さんの協力を得て営農を行うということでございます。

次が、64番、議案書32ページです。山岡町釜屋の案件です。土地所有者は、現在、瀬戸市に在住で、耕作管理できないということで、今回、岩村町在住の■■■■■さんが空き家とともに農地を譲受けて営農管理をするという案件です。

今回、譲受けされる方は74歳で岩村在住ですが、同居人が69歳で、農業経験は30年以上あるということだそうです。水稲と一般野菜の栽培ですが、水稲については面積が大きい筆がございますが、これは釜屋地区の担い手農家に作業委託を行ってするというごことございまして、管理機のほか刈払機等は持っているということで、経験もある方が一緒に同居されるということですので問題ないかと思えます。

続きまして、65番、38ページです。明智町の字十日町の案件です。登記上は田んぼですが、実態は畑の状態です。2筆、1,010平米です。譲渡人は、73歳で明智町在住ですが、実質は今回、譲受けされます41歳の■■■■■さんという方が管理をしておいたということでございます。

申請地は、河川管理道路を、40ページの図を見ていただきますと、河川の管理道路が

県の所有で雑種地になっております。右のほうが河川といたしますか、消火栓がありまして、三角のようなところでございまして、譲受人の宅地の隣接のところでございます。

現況、果樹、柿、梅のほか、畑として管理されておりまして、従来から譲受人が実質管理をしてみえます。譲受人本人は 41 歳のほか、御両親が見えまして、農業経験もあって、耕運機ほかも所有しておるということで、現在の柿や梅の果樹のほかに一般野菜を栽培の計画であります。

なお、同時申請で、自宅隣接地の第 5 条の駐車場の転用申請があります。これは後ほど説明しますが、譲受人宅のすぐ北のところでは。

地区委員会としては、この 3 件につきましてはいずれも問題ない案件と判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

梅村さん、1つ確認ですけど、63 番の■■■■さんのところは、牛を飼って見ると聞きましたけど、牛も移動しますか。

○15番

牛も、一、二年ぐらいいは置いときますけど、移動するということだそうです。今の■■■■さんは、8月に、同じ山岡町内ですが、山岡の明知鉄道の駅裏の田沢地区に家族全員で住所移転をされたものですから、そちらでまた農地も取得されて、住宅ということで、放牧地を確保すれば、そちらで飼いたいなという話でした。

○議長

ただいま、地区委員長から 7 件についての説明がありましたので、質問に入ります。それでは、質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ないですか。

それでは質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 49 号、番号 59 番から 65 番の 7 件について、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 49 号は原案のとおり承認されま

した。

日程第3 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

続きまして、日程第3 議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

第4条の許可申請の説明につきましては、資料43ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

まず19番、東野の案件です。44ページを開いていただきますと議案書となっております。45ページは位置図となります。場所は、東野振興事務所のほぼ東側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。46ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地となっております。47ページ、現況写真です。現況は既に建物が建ってしまっております。始末書兼経緯書が添付されておるという状況でございます。48ページが計画図となっております。

こちらの申請理由は、父から相続した土地を30年ほど前から自分の仕事に必要な倉庫、車庫の敷地として利用してきたため、現況に合わせた地目に変更することで、今回、申請するものでございます。

続きまして、49ページ、番号20番、武並町竹折の案件です。50ページに議案書が載せてございます。51ページが位置図です。こちらは武並小学校の南側に位置しております。こちらも公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。52ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地となります。53ページ、こちらが現況写真。現況は休耕地となっております。54ページが計画図となっております。

こちらの申請理由は、現在の家では手狭で老朽化も進んでおるということで、申請地に住宅を建築するという内容のものでございます。

続きまして、55ページ、番号21番、笠置町毛呂窪の案件です。56ページが議案書となっております。57ページが位置図です。こちらも笠置振興事務所の東側に位置しております。こちらも公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。58ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地となっております。59ページ、

現況写真です。現況は既に休憩所とか通路として利用しているということがありますので、経緯書が添付されているという状況です。60 ページが計画図でございます。

こちらの申請理由につきましては、昭和 35 年頃に父親が小屋を建てて畑を駐車場として転用していたことが判明したということで、今回申請をするという内容のものでございます。

第 4 条につきましての説明は、以上でございます。

○議長

この件につきましては、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、番号 19 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

この申請者は■■■■さんで、東野の川原 1414 番の 5 です。目的は倉庫敷地と駐車場です。申請面積は 200 平米です。倉庫の東側 1414 の 6、兄の相続分です。西側が自宅です。南側が譲渡人の所有する田んぼです。北側が用悪水路と書いてあります。

経緯ですが、事務局が説明したとおり、お父さんが建てられた、自営業で大工を行っていたんですけど、その倉庫兼車庫を現在まで使用してみえる。始末書と経緯書がついている。父親の遺言に沿って 1414 の 1 を分筆し、兄が 58 平米、弟さんで■■■■さんが 200 平米を譲受けられた。建物がまたがって建っており、今後も使用するため、4 条申請をしたということです。兄の分は贈与を受けることになって、5 条の申請を行っています。雨水ですけど、東側、南側にある水路に排水するという事です。

地区委員会では、追認案件であり、農地への影響もないので問題ないということで判断しましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

続いて、20 番について、第 2 地区、渡会邦憲委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

10 月 22 日の地区委員会において現地確認を行いました。現地は、夏は家庭野菜が栽培されておりましたが、雑草が生えている状況でした。

今回、今、住んでいる三郷町のうちが手狭になったところで、ここに家を建てたいということでございまして、周囲の状況ですが、東側は農地、北側は水路、西側は道路、県道です。東側は若干残りますので、引き続き農地として管理されます。雨水については北側にあります用悪水路へ流しまして、汚水と生活排水は下水道へ排水されます。

地区委員会では問題ないということですので、審議のほど、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

続いて、21番について、第3地区、額額政行副委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○11番

番号21番、笠置町毛呂窪西洞です。先ほど3条でも申請がありました、すぐ隣になります。申請者は■■■■さん、先ほども述べましたが、川崎市在住の方でおられます。申請場所につきましては、写真を見てももらいますとおり、河川のすぐ近くで、地目は畑であります。現在、休憩小屋として建物が建てられております。また、駐車場として利用していたということが判明しまして、お父さんが昭和35年頃に畑に小屋を建て、また駐車場として利用していたことが判明し、現在も引き続きその建物を休憩場所とし、また通路として利用されております。

場所につきましては、北側、原野、東側、河川水路、南側、道路、西側、宅地となっております。この休憩小屋の雨水については、東側の水路に流すということでありまして、現在50年ほど経過しておりまして、周囲に被害等、影響ないと判断されております。

申請につきましては、経緯書、また始末書が添付されておりますので、よろしくをお願いします。

地区委員会では問題ないと判断されました。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第50号、番号19番から21番の「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 50 号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたしました。

日程第 4 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

続きまして、日程第 4 議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

第 5 条の許可申請につきましての資料は 61 ページからになりますので、よろしく願いいたします。

まずは 56 番、大井町の案件です。62 ページを御覧いただきますと、議案書となっております。63 ページが位置図となっております。申請地は、大井小学校の北側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで、第 2 種農地となります。64 ページが拡大図となっております。赤枠で囲ってある場所が申請地でございます。青枠のところは一体利用地という形で表記してございます。65 ページ、66 ページにかけて現況写真が載せてございます。現況は休耕地という状態です。66 ページが計画図となっております。赤枠の箇所が申請地となっております。

申請理由につきましては、会社用の資材、車両置場を既存敷地の隣接地に確保したいということで、今回申請するという内容のものでございます。

続きまして、68 ページ、57 番、大井町の案件です。68 ページが、議案書が載せてございます。70 ページ、位置図となっております。申請地は大井小学校の東側に位置しております。こちらは都市計画法の用途地域であるため、第 3 種農地になります。

続きまして、71 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地となっております。72 ページが現況写真です。現況は既に駐車場として利用されておるということで、始末書が添付されておる状況です。73 ページが計画図となっております。

こちらの申請理由が、他所に駐車してある車両を本社近くで保管をして管理をしたいということで、今回、申請をするというものでございます。

続きまして、74 ページ、58 番、長島町中野の案件でございます。75 ページ、議案書となっております。76 ページが位置図となっております。申請地につきましては、長島小学校の北側に位置しておりまして、街区に占める宅地の割合が 40%を超えるということで、第3種農地となります。77 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が今回の申請地となっております。78 ページ、現況写真となっております。現況は囲ってあるとおり、既に宅地の一部となっておりますということで、始末書が添付されておる状況です。79 ページは計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、自宅の新築に伴い、当該申請地を含め周囲の土地を自宅敷地として造成したが、今回、農地であることが分かったということで申請する内容のものでございます。

続きまして、80 ページ、59 番、長島町久須見の案件です。81 ページが議案書となっております。82 ページが位置図です。申請地は恵那北小学校の南西側に位置しております。農用地区域内の農地であるということで、農振農用地と判断されます。83 ページが拡大図です。青く点線で囲ってある場所が、それぞれの1筆の全体面積でございます。その中で赤く囲ってある場所が今回の申請地です。それぞれ全部4筆ありますが、部分的な申請となっております。84 ページが現況写真です。こちら、現況は84 ページ、85 ページ、86 ページに現況写真がありますが、現況は田と休耕地という状態になっております。87 ページが計画図です。

こちらの申請理由につきましては、茂立川水路支川改修工事を行うに当たって、当該地を工事用の仮設地として利用するために、今回、一時転用で申請するという内容のものでございます。

続きまして、88 ページ、60 番、東野の案件です。89 ページ、議案書となっております。90 ページが位置図です。申請地は東野振興事務所の東側です。おおむね10ヘクタール以上の集団の農地内にあるということで、第1種農地になります。91 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請となります。92 ページ、現況写真です。既に建物が建ってしまっておる状況ですので、始末書兼経緯書が添付されております。93 ページ、計画図です。

申請理由につきましては、父の遺言に従い分筆して、兄が相続して取得した申請地を倉庫、車庫の敷地として利用していたため、現況にあわせた地目に変更するというので、今回、申請するという内容のものでございます。

続きまして、94 ページ、61 番、三郷町野井の案件です。95 ページが議案書となっております。96 ページ、位置図となっております。場所は三郷小学校の北東側に位置しております。土地改良施工区域内の農地で、第 1 種農地になります。97 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が今回の申請地になります。98 ページ、現況写真です。現況は田となっております。99 ページが計画図となっております。

申請理由につきましては、市内の賃貸住宅に居住していますが、家族が増え手狭となるため、父所有の申請地を借受け、分家住宅を建築するという内容のものでございます。

続きまして、100 ページ、62 番、三郷町野井の案件です。101 ページが議案書です。102 ページが位置図です。こちらも先ほどの 61 番と同じ場所になりますので、こちらは土地改良施工区域内で、第 1 種農地となります。

続きまして、103 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある、実線で囲ってある場所が申請地となっております。104 ページが現況写真です。現況は、同じく田となっております。105 ページが計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、隣接地に建設する分家住宅の排水を行うに当たって、東側の既設水路へ流すために暗渠管を埋設するというので、今回、一時転用で申請する内容のものでございます。

続きまして、106 ページ、番号 63 番、武並町竹折の案件です。107 ページが議案書となっております。108 ページが位置図となっております。武並小学校の南側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地となります。109 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地 2 筆となります。110 ページが現況写真です。現況は休耕地という状態となっております。111 ページが計画図となっております。

申請理由は、現在アパートに住んでいるが手狭となったため、申請地を譲受け住宅を建築するものでございます。

続きまして、112 ページ、番号 64 番、岩村町富田の案件です。113 ページが議案書となっております。114 ページが位置図です。岩邑中学校の東側に位置しております。おおむね 10 ヘクタール以上の集団の農地であるため、第 1 種農地になります。115 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地となっております。合計 2 筆となっております。116、117 ページが現況写真です。現況は既に庭と車庫、進入路として利用しているため始末書が出ております。118 ページが計画図となっております。

申請理由につきましては、叔父から申請地を譲受けて住宅を取得する状況の中で土地の状況を調べたところ、庭とか車庫、進入路として利用していることが判明したため、今回、申請するという内容のものでございます。

続きまして、119 ページ、65 番、同じく岩村町富田の案件です。120 ページが議案書です。121 ページ、位置図です。先ほどの 64 番と同じ場所となっております。

続きまして、122 ページが拡大図です。若干位置がずれておりますが、赤枠で囲ってある箇所が申請地となっております。123 ページが現況写真。現況は休耕地です。124 ページが計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、隣の住宅を取得して、名古屋から移住して古民家カフェを開店するためのお客様用の駐車場として今回、整備をするために申請するという内容のものでございます。

続きまして、125 ページお願いします。66 番、上矢作町漆原の案件です。126 ページが議案書です。127 ページ、位置図となっております。上矢作中学校の南西側に位置しております。こちら、公共投資の対象となっていない小集団の農地、第 2 種農地となります。128 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が今回の申請地となっております。129 ページが現況写真となっております。現況は休耕地のような状態となっております。130 ページが計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、間伐材をまきとして加工して販売するための乾燥させる場所として、営業所近くの申請地を譲受けてまき乾燥場として整備するために申請するという内容のものでございます。

続きまして、131 ページ、番号 67 番、山岡町田沢の案件です。132 ページが議案書となっております。133 ページが位置図です。明知鉄道山岡駅の東側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地、第 2 種農地となります。134 ページが拡大図となっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地、合計 2 筆となっております。135 ページ、136 ページが現況写真となっております。現況は既に工事のための土砂等の仮置場として利用されていることで、始末書が添付されておる状況です。137 ページが計画図となっております。

申請理由につきましては、恵那土木事務所より受注した県道改良工事、こちらの路体盛土土砂の仮置場として利用していましたが、農地であることが分かったということで、今回、申請するという内容のものでございます。

続きまして、138 ページ、同じく山岡町釜屋の案件です。139 ページが議案書です。140 ページが位置図となっております。こちらは山岡振興事務所の南西側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地となります。141 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地となっております。142 ページ、現況写真です。現況は畑となっております。143 ページが計画図です。

申請理由につきましては、農業を継承するための祖父所有の申請地を譲受けて住宅を建築するという内容のものでございます。

続きまして、144 ページ、69 番、明智町の案件です。145 ページが議案書となっております。146 ページ、位置図となっております。明智小学校の西側に位置しております。水道管、下水道管が埋設された道路の沿道で、あとは申請地から 500m以内に教育施設、こども園とか小学校が2つで、第3種農地になります。147 ページが拡大図となっております。赤枠の箇所が申請地、合計3筆となっております。148 ページ、現況写真です。現況は畑のような形となっております。149 ページが計画図です。

申請理由につきましては、家族で車7台を所有しておるということで、自宅敷地内だけではとめられないということで、他所に借りて駐車をしているということで、自宅近くの申請地を譲受けて駐車場として整備するという内容のものでございます。

5条申請につきましの説明は、以上でございます。

○議長

ただいま、事務局から5条の許可申請、14件についての説明がありました。

地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

番号56番から60番について、第1地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

56番、XXXXXXXXXXのXXXXさんが譲受人で、譲渡人はXXXXさんです。大井町の青木1721の1、申請目的は、資材置場、車両置場です。駐車場です。申請面積は255平米です。登記簿は畑、現況も休耕畑です。東側が宅地、西側が田、造成済みです。南側が宅地、原野、宅地となります。北側が畑です。この一帯利用地が、田で造成済みでございます。それは30年ぐらい前に造成をしてあります。

転用理由ですが、譲渡人は土木事業を営んでいて、必要な資材を配置する場所と確保が必要なため申請するものです。その他、30年前の転用理由は資材置場で、北側のほうが、

もうあと一つ、2筆ありますけど、南側が駐車場で造成済み。登記簿は変更されず、そのまま田になっております。

この度、申請が出てきたところは、自然透水で行うということです。それから流れ出た水は西側の水路へ流すそうです。埋立て図面と隣地承諾が抜けておりましたので、それを指摘して、行政書士には連絡してあります。

隣地承諾と埋立ての図面が出されれば、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

次も、[REDACTED]です。大井町 1121 の1、面積は 1,627、駐車場です、転用理由は。雨水ですけど、東側、西側にある既設側溝を経由して南側の河川に流すということです。これは1,000 平米を超えていますが、経緯を説明させていただきます。

これ、20 年ほど前に恵那駅前の改修工事が行われた際、残土置場として、ヤードとして使用され、田を埋立てたということです。そのままの状態駐車場として現在に至っており、この度、[REDACTED]の土木車両を中心とする車両を駐車するところを探していたが、話がまとまって、ここを借受けるということです。リニア関係で土木車両の保有も増え、駐車スペースがないということでもあります。あと、側溝を隔てた農地がありますけど、その隣地承諾も取れています。

1,000 平米を超える案件ですけど、条例制定前に既にその現状にあったことから、審議はされないという話です。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

次に、長島町の羽根平ですか、690 番の 23。申請面積は 2.99 平米。一般個人住宅です。今年の3月に住宅新築のために土地を買い付け、今年の10月10日に引渡しということで周辺の土地の確認を行ったところでした。譲渡人が[REDACTED]さんという夫婦だと思いますけど、夫婦名義の土地です。[REDACTED]さん名義の土地が残っていたということです。造成済みなので始末書も添付されております。

申請地が 2.99 平米と僅かな面積で、690 の 13 の境も定かではなかったため、別筆という認識がなく造成してしまったということです。このことが判明したので申請するということです。

一体利用地に 691 ほか4筆、全て宅地でした。追認案件であり、農地に影響を与えることもないので、地区委員会では問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。

今度は、XXXXXXXXXX、リニア関連の電気工事の所長です。XXXXさんほか2名が譲渡人、貸付人です。工事仮設用設置のための一時転用です。場所は久須見字深山沢、1917の2ほか3筆です。申請面積は1,264平米です。

内容は3,372平米のうちの1,264平米を使用するということです。転用理由は、茂立川水路支川改修工事を行うに当たり、当時の工事用仮設用地を利用して実施するものです。工事期間は許可日より令和7年5月31日までということです。雨水は隣接する茂立川の支川へ流すということです。申請地は、市道、農道及び水路に囲まれ、所有者の敷地内で行うため、隣地承諾はなしです。

以上です。

地区委員会では、災害防止のための地元の要望で行われる工事であり、問題ないと判断しましたのでよろしくをお願いします。

60番です。さきほどの4条で申請された浩充さんのところ、1414番の6です。面積は58平米です。相続で兄と弟の分与を行って1414の6が58平米で、1414の5が200平米です。

これも追認案件であり、農地への影響もないということで、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、番号61番から63番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

61番の案件と62番の案件が、実は同じ用地で隣接しておりますので、同時に進行させていただきます。

まず、61番の案件ですが、親子関係で使用貸借権の設定でございまして、現状は田んぼでございましたが、借受人が現在、恵那市内に住んでおりましたが、家族が増え手狭になったということで家を新築する案件でございまして、まず北側は畑、南側、畑、東側、畑、西側は公衆用道路となっております。隣地への影響はございませんが、隣地の承諾書は取っております。雨水の処理ですが、既設水路へ流します。汚水処理は合併浄化槽でございまして。

62番の案件と絡みまして、雨水処理とか汚水の処理、汚水は合併浄化槽ですが、62番

の案件では 27 平米を、排水管の埋設のために一時転用するというので、2.70 平米ですけども、ここに塩ビ管が設置されまして、東側にあります既設水路へ流すという一時転用案件でございます。

この 2 つの案件が同時に出ておりますので、地区委員会では問題ないと審議いたしましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

63 番、お願いします。

○8 番

63 番は、申請地付近に妻の実家があって、妻の祖母や両親、姉妹、家族が住んでおりますが、大変仲がよいということで、特に遊びに来るとということで、駐車場が 4 台設置されます。北側は農地、東側、農地、西側、農地、南側、市道がございます。隣地の承諾書が取ってありまして、雨水は既設の道路側溝へ流します。汚水処理は合併浄化槽となっております。571 平米とちょっと広いですが、駐車場が 4 台で、地区委員会ではやむを得ないということで審議をいたしましたので、よろしくをお願いします。

○議長

続きまして、64 番から 66 番について、第 4 地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12 番

御説明いたします、5 条案件になります。10 月 19 日、地区委員会で現地調査を行いました。申請地は岩村町富田字沖ノ下 2221 番地 1、登記簿上、畑と、現況、宅地、225 平米、2226 番地 1、登記簿上、畑、現行、宅地、75 平米。申請人は名古屋市で 72 歳、昭和 56 年頃、農地法を理解せずに 2226 番地の 1 に農機具倉庫を建築し、2226 番地 1 に自宅進入路、庭として、現在に至っております。それで雨水は西側用水路、生活排水は東側用水路に流入のため、付近の影響はないと考えられます。この件につきましては、始末書が添付されております。

地区委員会では、遺憾ではありますが、数十年たった後のことでございますので、仕方がないと判断しましたので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次、65 番です。これは同じ住宅の案件ですけど、岩村町富田字札ノ辻 2502 番地の 4、登記簿上、畑、現況は未耕作地、194 平米。これは既に農振除外が済んでおりまして、古

民家カフェ開店のために利用客駐車場7台分の利用地として申請するものです。北側は3条で申請してございまして、南側が国道、東側が農道、西側、農地、隣地の承認済みとなっております。

地区委員会で検討の結果、問題ないと判断しましたので、御検討をお願いします。

もう1件、5条案件、10月15日に現地調査を行いました。これは上矢作町の案件になります。譲渡人は豊田市在住で■■■■氏、譲受人は■■■■、■■■■、これは上矢作で山林の伐採や間伐を行っている会社です。目的はまきの保管場所の確保になります。現在、まきの需要が伸びており、乾燥地、保管場所が足りなく、農振除外がされておまして、この決定を受けて、まき乾燥置場として申請するものでございます。

北側が自社建物、南側が農地、東側が公衆用道路、西側が畑になっておまして、この畑は数十年、非農地でずっととなっておりますので、持ち主が長野県、県外の方でなかなか連絡がつかないということがございます。この利用はまきの置場でございます、ちょっと造成して平らにして使うということで、ここに建物等一切建つものではないということがございますので、周りに影響がないと考えております。

地区委員会で検討の結果、問題ないと思われますので、御検討をお願いいたします。

○議長

続きまして、67番から69番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

10月21日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。67番、議案は132ページ、山岡町田沢字細畑の田んぼ2筆、1,328平米ですが、これは一時転用で、令和7年4月30日まで、県道418号線の改良工事に伴う土砂等の置場として一時転用です。県土木からの請負業者、■■■■でございます。これは、6月にどうも土砂を既に置いておったということで、始末書が添付されております。

この場所を平成14年2月に土地改良法の換地処分登記を受けておまして、そのとき、既に県土木との用地買収は済んでおまして、134ページを見ていただきますと、要するに県道が現在の道路がヘアピンのような、直角のようなところですので、県道として改良するには、その内側を、コーナーを緩くするというので、この部分だけは三日月のように2筆残ってしまいますが、既に土地改良法の換地のときに県道に買収済みです。やむを得ない案件だと思います。

137 ページがこんなふうに直角、ヘアピンに近いのを、コーナーを緩くするという事です。

68 番、139 ページの案件、山岡町釜屋です。農家分家住宅で所有権移転です。下手向の在住の、山岡町の釜屋と下手向と原とのちょうど境のところ。祖父から孫娘の旦那、夫が転用事業者で、所有権移転をして農家分家住宅という案件です。

農振は令和6年8月に除外をしました。祖父も両親もすぐ隣に住んでおまして、農業を承継予定で、申請地は、北側は143 ページです。北側は両親のすぐ宅地、東側は原野、南側は譲渡人の宅地、おじいさんの宅地と一部農地、おじいさんの農地です。西側は公衆用道路で、雨水排水は東側の原野と西側の道路側溝への流入。それから、生活排水は合併浄化槽によって処理しまして、西側の道路側溝への流入によって、周辺農地への影響はありません。

69 番、145 ページです。先ほど3条で説明しましたが、場所的には147 ページを見ていただきますと、Vの字のような河川と河川に挟まれたようなところで、右側のクランクみたいなところが畑で3条で、宅地のすぐ北が今回、駐車場として譲受きたいということです。

河川管理道路の県有地ですけど、雑種地と転用事業者の宅地でございまして、周辺農地への影響はありません。転用事業者は、自営業で家族を含めて車を7台所有しており、ほかの場所に駐車場を借りておまして、149 ページが配置図です。車6台分の駐車場の転用で、河川の管理道路との段差が少しありますので、雨水排水は既存の側溝への排水です。

地区委員会としては、67 番から 69 番の3件につきまして、いずれもやむを得ない案件というふうに判断しましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から14件の説明がありました。

この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○15番

ナンバー56と57、いずれも[REDACTED]の関係の案件ですけど、ナンバー56については、一体利用地で以前に転用許可を取って、取りあえず更地造成だけをしてある。こういう状態で地目変更はしてないですか。

○事務局

してないです。

○議長

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 51 号、番号 56 番から 69 番までの 14 件につきまして、「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 51 号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

日程第 5 議案第 52 号 農地経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長

次に、日程第 5 議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

資料は 150 ページからになりますので、よろしく願いいたします。

151 ページに総括表が載せてございます。今回は、10 年間の一般申請が上がっております。内訳といたしましては、田で 7,532.50 平米です。畑、ゼロ。合計 7,532.50 平米、借手 2、貸し手 5 の農用地利用集積計画です。

152 ページに内訳が書いてございます。ナンバーが 5 つございます。ナンバー 1 から 3 につきましては、農地の所在は東野です。借手につきましては、XXXXXXXXXX となっております。利用権の種類は使用貸借権、借入期間は 10 年間です。

ナンバー 4 と 5 につきましては、農地の所在は長島町久須見です。借手につきましては、XXXXXXXXXX です。利用権の種類は賃借権、借入期間 10 年間となっております。

こちら、それぞれナンバー 1 から 5 につきましては、農業基盤強化促進法経過措置によ

り、同法の改正前の 18 条第 3 項の各号の要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。

○議長

地区委員長より説明を求めます。

番号 1 番から 5 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

全件、新規でした。■■■さんは実績があるので問題ないということで、■■■さんも法人でやられているので問題ないという判断をいたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 52 号、番号 1 番から 5 番の「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項規定による農用地利用集積計画の決定について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 52 号は、申請のとおり承認することに決定しました。

日程第 6 議案第 53 号 非農地証明について

○議長

日程第 6 議案第 53 号「非農地証明について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

153 ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

非農地証明につきましても、農地台帳に登載されている土地について非農地に該当する

かどうかを判定するという内容ですが、今回、154 ページに 5 件上がっております。

1 件目、154 ページにつきましては、所在地は三郷町野井で 2 筆ございました。こちら、155 ページに位置図が載せてございます。場所は三郷小学校の北側です。156 ページに拡大図となっております。赤枠の箇所が 2 筆の場所となっております。157 ページと 158 ページに現況写真が載せてございます。現況は、この写真にありますとおり、現況は荒れておるところですけど、現地を確認した結果、農業機械を使用すれば農地へ復元ができる、継続して利用できる見込みがあるという状況の御意見がありましたので、御報告させていただきます。

159 ページは武並町藤字小僧ヶ屋敷で、こちらで申請者の方が合計 3 名の方が上がっております。こちらがナンバー 2、ナンバー 3、ナンバー 4 という形で上がっております。

こちらは、申請書が 162 ページまでありまして、163 ページが位置図となっております。こちら、場所が一番近いところで申し上げますと恵那北中学校がありまして、木曾川挟んで南側に位置しておる場所です。こちらは、恵那北小学校から西側へ、川沿いの道へ行かないとちょっと行けないような場所でございます。164 ページに拡大図が載せてございます。今回、3 名の方の筆が合計 8 筆ございました。現況写真が 165 ページ、166 ページにあります。こちら、現況は急傾斜地であるとか、既に廃集落になっている場所として、農業機械を使用しても農地へ復元できる見込みがない状況の御意見がありましたので、御報告させていただきます。

続きまして、167 ページが岩村町飯羽間で 1 件申請が上がっております。168 ページに位置図がございまして。こちら、飯羽間駅から北東側に位置している場所で 1 筆ございました。169 ページに拡大図が載せてございます。170 ページに現況写真があります。現況、荒れてはおるんですけど、農業機械を使用すれば農地へ復元ができる、継続して利用できる見込みがある状況との御意見がありました。

こういったことから、武並町藤のナンバー 2、3、4 につきましては非農地証明の認定基準に合致しておることと、三郷町野井、岩村町飯羽間の案件については非農地証明の認定基準に合致していないと判断されるかと思えます。説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局から非農地証明について、その状況について説明がありました。地区委員長より説明をいただきたいと思えます。

まず、三郷町野井と武並町藤の件について、第 2 地区、渡会邦憲委員長より協議の様

くことが見込まれ、手を加えればできるよと言われましたが、難しいのではないかと。

これを引継ぐ人がおれば問題ないことですが、引継ぐ人たちが全然手に負えんと言つとるやつを、非農地にしないのもどうかなと思って見ていたんですけど。

○議長

渡会委員長、どうでしょうか。

○8番

個人的な部分もあるかと思いますが、非農地化の現象はある程度基準がないと、やっぱり難しいとは思いますが。小板さんも言われるように、現実的にはそういう話があり、決まりがあればいいんですけど、非農地化は現況で判断していくのが基本なので、三郷の案件は、本当は、親はやりますということでやってきた農地を、何とか生存中はやられてきまして、今、残された長男の方が引継いで、まだ、現実には、本当に農地に取り組んでみえる姿がはっきりと見えませんので、これは非農地ですよという判断をすると問題が起こるような気がしました。よろしくお願いします。

○議長

三郷は進入路もありますし、少し草刈りすれば、入れます。

○1番

耕作する人はみえますか。

○議長

現実にはいませんので、探すとか、依頼することになると思います。

○1番

はい。わかりました。

○事務局

非農地の判定基準は、市の取扱要綱がございまして、これは国の基準にならって、市の要綱も決めてあります。

年の初めに皆さんに御案内したところですが、いま一度確認していただくために、条文を読んでみますと、非農地証明の対象となるのは、農地として利用する上で、人力または農業用機械では耕起及び整地ができない土地であること。農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地か、あるいは農地として復元しても継続して利用することができないと認められる土地です。例えば森林の様相を呈しているというように、現況で判断をします。

判断としては管理する人がいないのでということではなくて、現況で判断していただくということですので、お願いをいたします。

○議長

それでは質疑を終わりました。賛否を採りたいと思います。

今、議案第 53 号については、三郷町野井及び岩村町飯羽間については、農業用機械で耕起及び整地ができ、農地として使用できると判断されたために非農地として認めることはできない。武並町藤につきましては、いろんな条件に非農地として合致しており、非農地として認めることで賛否を採りたいと思います。

三郷町野井及び岩村町飯羽間については、非農地として認めることはできない、武並町藤については、非農地として認めることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第 53 号の三郷町野井及び岩村町飯羽間については、非農地として認めることはできない、武並町藤は非農地として認めると承認されました。

日程第 7 議案第 54 号 地籍調査に係る地目認定について

○議長

続きまして、日程第 7 議案第 54 号「地籍調査に係る地目認定について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

資料は 171 ページからになりますので、よろしくをお願いします。

こちらにつきましては、昭和 56 年 8 月 28 日云々とありますけど、地籍調査の実施をしている地区につきまして、この土地の現況調査について農業委員会に意見照会があったところ。そちらについて、地目認定を地籍調査で行うことについての意見を求められておるという内容でございます。

172 ページに。地目認定についての意見照会、地籍調査事業に伴う意見照会が来ております。こちら、対象地区は東野白坂の地区です。字白坂、大薙、大仙という場所でございます。

173 ページに、農業委員会から地籍調査に回答する様式を上げさせていただいておりま

す。それに伴いまして、174 ページから農地を変更する調書について上げさせていただいております。174 ページから最後、長くありますけど 187 ページまでにかけてございまして、合計の筆といたしましては 134 筆ございました。地籍調査による現況調査の結果、農地から農地以外の地目に変えたいというところで意見書があったものが合計 134 筆ございます。

この中には、例えば 187 ページの別書きで赤く書いてございますけど、例えば農業委員会事務として、過去に農地転用許可を受けたものがあります。例えば 186 ページに戻っていただきますと、過去に B 分類という形で判定された筆がありましたので、参考までに上げさせていただいたところがございます。

そういったものを見ますと、過去に農地転用の許可の、古い新しいはありますけど、転用許可を受けたものの現況の地目が変わってなく、今回、調書にあがってきたということです。それを地区委員会に、資料もそろえて、協議をしたところ、188 ページにありますように「調書では過去に農地転用許可を受けている農地複数が見受けられます。ついては、登記原因に影響するため、地籍調査ではなく、農地転用許可による地目変更がなされるよう周知されたい」といった意見をすべきという意見がありましたので、案として述べさせていただきました。説明としては以上でございます。

○議長

この件につきましては、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

東野白坂地区の案件ですので、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

10 月 22 日の地区委員会にて議案を協議しました。今、事務局から説明があったように、地籍調査の地目認定を行ったわけですけど、134 筆の中で 18 筆ぐらいが自分で転用したにも関わらず登記簿が変えてないということです。それを、一括して地目変更していいのかという意見が地区委員会が出ました。

かなり古いものもありますが、最近のものもあり、ある程度の年代を区切って行ってはという意見や、このほかに、平等性を欠くので、自分で転用許可を取ったものは自分で登記変更してもらおうのが原則でないかという意見もありました。今後、この地籍調査を行っていく上で、平等性を考慮すると案に示してある意見になります。ご審議をよろしくお願

いします。以上です。

○議長

第1地区委員長から説明がありました。どうでしょうか。

これについては、意見を付すか、意見なしということなので、今説明があったとおりのまとめでよろしいでしょうか。

○19番

この案で出せばいいと思います。

○15番

188ページの案でいいのではないですか。

○議長

188ページに地区委員長から報告があった案をまとめてありますので、この案の文案で出したいと思いますが、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○19番

はい。

○15番

はい。

○議長

では、この意見を付すということでお願いします。

日程第8 議案第55号 恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について（一般管理）

○議長

続きます。日程第8 議案第55号「恵那農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に伴う意見について」を議案とします。

それでは、農政課より議案の説明をお願いします。

○農政課

今回の案件の場所になりますけど、皆様の資料、192からの資料になっておりまして、見ていただきたいのは194ページを見ていただきたいと思います。

場所ですが、東野振興事務所、目印が打ってあるところが東野の小学校、東野のこども園になります。ここから東へ約500メートル弱行ったところになります。赤い枠が今回の

案件の場所となります。県道 407 号線と書いてあるものが阿木へ向かっていく県道となります。右のほうへ向かっていくと阿木になるというところでございます。

今回、ここの地番が東野の字万場 1701 の 2 という地番となります。まず転用事業者につきましては現在、大井町中野のメゾンマルベリーというアパートで住んでいる長瀬友哉さんという方になります。この長瀬さんですが、夫婦と 2 歳の子供で住んでおりましたが、3 人家族になります。

今回、転用目的は一般住宅となります。子供が大きくなりまして、アパートが手狭と感じておりまして、新たに住宅を建築したいというものとなっております。除外面積は 394 平米となっております、公簿の地も畑となります。土地の状況としましては、土地の東側が一般住宅となりまして、北側、西側については県道と市道に接しております。南側につきましては隣接の土地の倉庫が建っているといったところでございます。住宅の建築面積は 270 平米、駐車場を 3 台分、土地への進入路となるスロープ的なものを設置する予定でございます。

A 3 につきましては図面となります。申請地としては 394 平米、建物としましては 278 平米かかる。進入路、駐車場で 95 平米という内容になっておりまして、図面の左側に進入路を設けます。ここ、1 段高くなっておりませんが、右側、庭とかと書いてあるほうですが、こちらも出入りはできるようですが、右側に隣の建物がありましたので見通しが悪いということで、進入路を設けて出入りして、安全を確保していく内容となっております。

図面でいきますと、下側が南側になりますけど、隣の土地に倉庫があるところになっております。これが多分、概要になります。今回の案件としましては、このようなこととなっております。

○議長

議案第 55 号に戻りますけども、農振整備計画の変更で、除外についての説明がありました。

○1 番

地区委員会で 22 日に審議しました。周りの農地に与える影響はないということで了承しましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

第 1 地区委員会ではそのようになったということです。ほかはどうでしょうか。

○議長

それでは、これで採決をいたします。

議案第 55 号「恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見（一般管理）について」は、やむを得ないとして、農政課へ報告することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 55 号は、やむを得ないとして決定いたしました。

日程第 9 報告 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

○議長

説明をお願いします。

○事務局

196 ページをお願いしたいと思います。転用面積が 200 平米未満の農地を農業用施設用地として使用する場合に申請するものですが、今回 2 件ございました。

まず 1 件目、197 ページをお願いしたいと思います。こちら、3 条で上がってきた案件の関連のものです。岩村町富田です。こちら、198 ページに位置図が載せてございます。場所につきましては 3 条と一緒に場所です。それに伴いまして、199 ページに拡大図が載せてございます。こちらにありますとおり、赤枠が 3 条の申請地でございますが、その中で四角く囲ってある場所がございます。こちらが今回の施設用地の場所でございます。200 ページが現況の写真で、こういったものが建っておる状況です。計画図につきましては、牛舎という形でこういったものが配置されておりました。

今、父親が大正 15 年頃に牛舎として建築された建物であるところで、現在も農機具の保管場所として利用していることがありまして、今回、始末書が添付されている状況です。こちら、申請地を相続により取得しましたが、父及びその両親が大正 15 年頃に牛舎として建築した建物であるが、現在も農機具の保管場所として利用しておるということで、引き続き利用したいということで申請があったものでございます。

続きまして、202 ページも 3 条で申請のありました明智町の案件です。203 ページに位置図が載せてございまして、204 ページに拡大図が載せてございます。青く囲ってある場所が今回、農業用施設の場所です。205 ページがこちらの写真です。こちらも現況、既に

倉庫敷地で、利用されていることで始末書が添付されている状況です。206 ページは計画図となっております。

こちらも理由といたしましては、自宅から離れた場所に農地があって、農機具を保管する倉庫が必要であったため設置しましたが、農地法の手続をしていなかったことで、今回、届出の申請をするものでございます。

報告事項についての説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局から報告事項、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告が2件ありました。

これについて質疑がありましたら、お願いします。

○議長

質疑を終わります。

報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、これで報告を終わります。

これで審議は終わりましたので、それでは、代理者にマイクをお渡しします。

○職務代理者

長時間にわたりまして、協議ありがとうございました。令和6年第10回恵那市農業委員会総会をこれで終了いたします。事務局より連絡事項があれば、よろしく願いいたします。

○事務局

1点、報告をさせていただきます。10月21日に、岐阜農業委員会女性ネットワーク総会がございまして、梅本さんが参加をされました。その折に県内5ブロックのうち、東濃地区の代表で監事さんをやっていただいております、総会で引き続き3年間、お願いをしたということで引き受けられましたので、お疲れさまですが、よろしく願いいたします。

それで、任期半ばで改選の時期がありますけど、その時に任期等について、また改めて、協議があるということですので、この件についても皆様に御報告申し上げます。

連絡は以上でございます。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 2 番

議事録署名者 3 番